



唐古・鍵遺跡史跡公園

イベント利用の手引き

令和5年4月

唐古・鍵遺跡は弥生時代(約2,000年前)の大集落で、さまざまなモノづくりをして日本各地の人々と交流する人々が暮らしていました。この遺跡跡につくられた公園では、当時の歴史・文化・自然を知り、体験などを通して唐古・鍵遺跡の「弥生力」を地域文化として活かすことを目指しています。

田原本町教育委員会

唐古・鍵遺跡史跡公園事務所

目 次

はじめに	1
1. 公園の概要	2
2. 利用可能範囲	2
(1) 一般的なイベントの利用可能範囲	
(2) ペットの利用可能範囲	
3. 利用可能日時	3
(1) 利用可能日	
(2) 利用可能時間	
4. 料金	3
(1) 使用料・支払い	
(2) 設備	
(3) 使用料の還付	
(4) 使用料の減免・免除	
5. 手続き	4
(1) 手続きの流れと時期の目安	
(2) 事前打合せ	
(3) 使用許可申請手続き	
(4) 完了報告	
6. その他必要な手続き	6
(1) 史跡の現状変更	
(2) その他、想定される手続き	
7. 許可の取消し	7
8. 利用条件	7
(1) イベントの目的・内容	
(2) 運営体制	
(3) 施設利用	

(参考資料) 関連例規

各種申請書様式

史跡公園位置図・平面図

はじめに

唐古・鍵遺跡は田原本町北部に位置する、弥生時代の大集落跡です。その重要性から、遺跡の中心部約 10ha が国の史跡に指定されています。田原本町では、史跡地を公園として整備し、平成 30 年度にオープンしました。

公園内でイベントを開催する場合は、公園設置本来の目的をふまえ、憩いの場としての自由な利用との調和、他の来園者や周辺住民へ迷惑をかけないことなどのさまざまな配慮を行ったうえで、実施することが必要となります。

誰もが当公園を快適にご利用いただきながら、イベントが実施できるよう、ルールを定めました。イベントを計画・実施される際は、この手引きに沿った適切な手続きと運営を行ってください。



整備の基本方向：弥生時代の“風景”の再現と“出来事”の再現

公園の目標：唐古・鍵遺跡の「弥生力」を地域文化として活かす公園

〃 目的：唐古・鍵遺跡を町民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐこと
地域の歴史学習の場及び町民の憩いの場を提供すること



1. 公園の概要

名 称：唐古・鍵遺跡史跡公園

所 在：奈良県磯城郡田原本町大字唐古 50-2

面 積：約 10.7ha （うち国指定史跡 唐古・鍵遺跡 約 9.8ha）

用途地域：市街化調整区域【隣接地に第一種中高層住居専用地域、近隣商業地域】

アクセス：（車）京奈和自動車道 三宅 I C・三河交差点を東へ約 10 分

西名阪自動車道 郡山 I C から国道 24 号を南へ約 20 分

（電車）近鉄橿原線 石見駅から東へ約 1.5km（徒歩約 20 分）

近鉄橿原線 田原本駅から北東へ約 2.5km（タクシーなどで約 10 分）

指定管理者：唐古・鍵にぎわいづくりパートナーズ 【電話】0744-34-5500 【FAX】0744-34-5511

2. 利用可能範囲

（１）一般的なイベントの利用可能範囲

当公園をイベントで利用できる場所は基本的に下記のエリアのみとなります。一般来園者の利用のため、園路や、公園全域の占有はできません。一般来園者の利用に支障がないかなど、総合的に判断させていただいた上での許可となります。

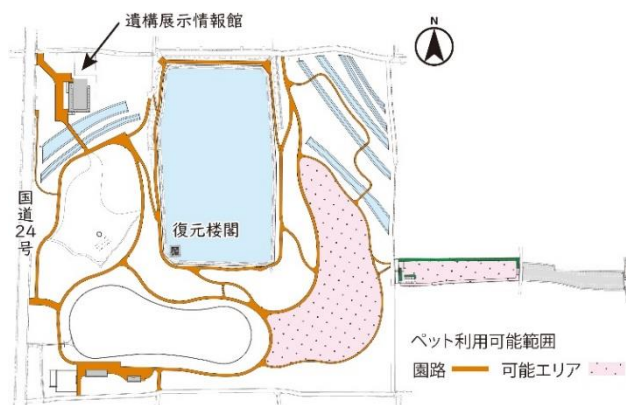
エリア名	エリア面積	主に使用できる場所・備考	エリア内の施設
遺構展示情報館前広場	約 7,000 m ²	透水性平板舗装 500 m ²	遺構展示情報館 大環濠・復元環濠
弥生の建物広場	約 12,000 m ²	土舗装 3,700 m ² 芝 5,400 m ²	大型建物など遺構、 溝遺構表示
生活体験広場 ※	約 16,000 m ²	芝・草地広場 8,700 m ² 芝斜面 4,800 m ²	トイレ 休憩所
唐古池周辺	約 10,000 m ²	池部分を除く斜面・芝	（復元楼閣）
弥生の林エリア	約 12,000 m ²	草地 10,000 m ²	敷地南辺付近に高木多数
多重環濠エリア	約 15,000 m ²	草地 3,000 m ²	復元環濠 5 条
多目的広場	約 2,000 m ²	土舗装 1,500 m ²	駐輪場

※ このゾーン広場全体には雨水調整池機能があるため、大雨時は 30cm ほど冠水することがあります。

（２）ペットの利用可能範囲

犬などペットが進入可能な範囲は、園路、弥生の林エリアの一部及び多目的広場です。ペットを連れ込むイベントは、この場所のみで実施してください。

利用条件などは 8（３）⑥をご参照ください。



3. 利用可能日時

(1) 利用可能日

- ・ 1月5日から12月27日まで

毎週月曜以外（月曜が祝日の場合は可、その次の平日は不可）

芝生・草地の回復ため、同一イベントでの連続利用は5日間まで（設営・撤去の日数は含まず）です。これによりがたい場合は、公園事務所（史跡公園遺構展示情報館内）と協議してください。

(2) 利用可能時間

- ・ 午前9時～午後5時

設営・撤去作業など、これによりがたい場合は、公園事務所と協議してください。

4. 料金

(1) 使用料・支払い

当公園をイベントで利用する場合は、下記の区分に基づき、公園使用料が必要になります。事前打合せから申請、許可を経て、使用料を利用日の前日までに公園事務所にお支払いください。

なお、イベントが下記①～④の複数に該当すると認められる場合は、額の高い方で算定します。

（例：100㎡を1日占有する販売会の使用料→①ではなく④により 15円×100㎡×1日＝1,500円）

内 容	金額／単位
①物品の販売、募金、その他これらに類する行為 （例：小規模バザー・販売会、募金・署名活動会など）	300円／1日
②映画撮影 （例：営利目的の商業映像撮影など）	11,000円／1日
③写真撮影 （例：営利目的のHP用写真撮影など。個人利用の撮影は含まない）	800円／1日
④興行、協議会、展示会、集会その他これらに類する催し （例：協議会、運動会、まつり、レクリエーション大会、集会など）	15円／1㎡・1日

・ イベント設営・撤去日を含んだ算定となります。

【使用面積の考え方】

使用面積には、テントやステージなどの工作物を設置する部分の面積だけではなく、イベント開催に必要なイベント会場内の通路や広場などの空地、関係者用駐車場などで利用する面積を含みます。このため、許可申請の際は、全体の利用面積がわかる資料（求積図など）の提出が必要です。

(2) 設備

公園内には、水道散水栓や電気配電設備（低圧 100V）があり、少量であれば、公園事務所と協議の上、無料で使用することも可能です。ただし、大規模なイベントに対応できるほどの電気設備ではありませんので、その場合は主催者で発電機などを用意してください。

（３）使用料の還付

既納の使用料は原則還付しません。ただし、次の場合は還付することができます。

- ・天候その他利用者の不可抗力により利用することができない場合
- ・公益上の必要又は町の都合により許可が取り消された場合

（４）使用料の減免・免除

次の場合は公園使用料が減額または免除になることがあります。減免を受けたいときは、使用許可申請書とともに減免申請書（必要書類は別紙）を提出してください。

- ・田原本町や田原本町が加入する組織・団体が、主催・共催・後援する事業で使用する場合
：田原本町が主催・共催・後援するためには、関係課への申請・許可が必要です。
- ・学校や保育所などが、学習など教育活動・保育活動のため使用する場合
- ・国または地方公共団体が公用で使用する場合
- ・その他田原本町が必要と認める場合

５．手続き

（１）手続きの流れと時期の目安

時期の目安	主催者（利用者）	公園事務所
開催１年前	・空き状況の問合せ ・共催・後援などの事業内容確定 ・町関係課などに後援など申請 ・イベントの概要説明	・空き状況の回答 ・利用条件、料金などの概要説明
	・事前打合せ	
開催２ヶ月前	・町文化財担当課と事前協議の上「現状変更等許可申請書」提出（内容によって許可まで２カ月以上かかる場合もあり。下記６．参照） ・「公園使用許可申請書」提出 ・「公園使用料減免申請書」提出	・公園使用料の確定 ・「公園占用許可書」発行、「公園使用料減免決定通知書」回付
開催１４日前	・使用料の支払い	・使用料受領
	・最終打合せ	
設営	・資材搬入、設営	・設営状況の監視・立会
イベント開催期間中	・イベントの指揮監督 ・会場内の定期的な清掃 ・苦情対応	・利用状況の監視 ・主催者（責任者）の指導
撤去	・清掃、ごみ回収、原状回復 ・イベント完了報告 ・町文化財保存課へ「現状変更等終了報告書」提出	・原状回復などの立会確認 ・報告受理

●打合せ・使用許可申請・支払い窓口：公園事務所

（２）事前打合せ

イベント利用にあたり、まずは事前に公園事務所と打ち合わせを行ってください。

打合せ内容：イベントの利用日・目的・内容

運営体制（イベント責任者、設備設置作業責任者、安全対策など）、人・車両の動線、駐車場・交通誘導員配置、工作物など配置・設置方法及び計画、その他設備利用の有無、史跡の現状変更等申請の有無など

十分な打ち合わせができなかったり、申請者と連絡が取れなくなったり、打合せ協議に応じていただけない場合は、自動的にキャンセル扱いとします。

なお、利用希望日に地方公共団体などによる利用の予定がある場合は、地方公共団体などの利用を優先させていただきます。

（３）使用許可申請手続き

申請書は、イベント利用希望日の１年前から開催１４日前までに公園事務所へ提出してください。

【使用許可申請に係る提出書類・添付書類一覧】

- ☐ 唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可申請書
- ☐ イベント企画書（目的、期間、事業概要、実施主体、運営組織、広報計画など）
〔※：下記、史跡の「現状変更等許可申請書」を提出する場合にも添付が必要な書類〕
- ☐ 史跡公園平面図（使用場所を示したもの）〔※〕
- ☐ 会場レイアウト図〔※〕
- ☐ 利用面積がわかる資料（求積図、求積表など）
- ☐ 設備配置計画（ごみ箱、消火設備、電気設備など）
- ☐ 車両搬出入計画（車両台数、進入経路など）
- ☐ 警備計画（イベント中の誘導員配置、夜間警備など）
- ☐ 運営組織がわかる資料（特に責任者・連絡先を明記）
- ☐ 出展内容がわかる資料（出展者の一覧）
- ☐ 広報計画（チラシ、ホームページ、テレビCM、SNSなど）
- ☐ イベントのタイムスケジュール（設営～開催中～撤去を含む全日程が分かるもの）

【減免を受けたい場合】

- ☐ 公園使用料減免申請書
- ☐ （共催後援などがある場合）地方公共団体などによる共催後援などを証する公文書の写し

（４）完了報告

イベント終了後、以下の項目をご報告願います。

【報告内容】来場者数、苦情（件数、内容、対応）、管理者への要望 など

6. その他必要な手続き

(1) 史跡の現状変更

公園内（多目的広場・駐車場を除く）において、テントなど構造物を設置する場合や看板杭など打ち込みがある場合、史跡の現状変更許可の手続きが必要です（文化財保護法第 125 条）。その内容が掘削や盛土を伴うなど軽微ではない場合は、国（文化庁）に許可を求めなければならず、申請から許可まで 2～3 カ月かかることがあります。このため、できるだけ早く下記窓口と協議・申請を行ってください。また、イベント後に原状回復してからも報告書が必要です。

- 申請時の提出書類・添付書類 ☐ 現状変更等許可申請書
- ☐ 上記 5（3）に挙げる書類のうち、〔※〕のもの
- ☐ 設置構造物の平面図、断面図など構造がわかる図
- ☐ 変更を行いたい場所の写真
- 完了時の提出書類・添付書類 ☐ 現状変更等終了報告書
- ☐ 変更前・変更中・変更後の写真

●史跡の現状変更に関する窓口：田原本町教育委員会事務局 文化財保存課

【住所】奈良県磯城郡田原本町大字阪手 233-1 田原本青垣生涯学習センター内

【電話】0744-32-4404

(2) その他、想定される手続き

内容、手続き	関係法令	所管部署・協議先
【食品などを提供する場合】 ・催事などで臨時に飲食物を提供する食品営業類似行為を実施される場合には「食品営業類似行為等実施計画報告書」の提出が必要		奈良県中和保健所 食品衛生課 Tel 0744-48-3031
【火気器具などを使う場合】 ・多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具などを使用する場合は業務用消火器を準備し、露店などを開設する場合は、消防署へ届け出が必要		奈良県広域消防組合 磯城消防署 Tel 0744-33-2461
【交通混雑が予想される場合】 ・イベント期間中の交通の円滑の確保や事故防止のため、必要に応じて警察と協議し対策を講じる	道路交通法	奈良県警察本部天理警察署 田原本警察庁舎 Tel 0744-33-0110
【仮設工作物などを設置する場合】 ・仮設工作物の構造や規模などによっては、建築確認、景観計画区域内における行為の届け出が必要となる場合がある	建築基準法 第 6 条	奈良県建築安全推進課 Tel 0742-27-7561
	景観法 第 16 条	奈良県景観・自然環境課 Tel 0742-27-8752

内容によっては上記以外にも手続きが必要な場合がありますので、主催者にてご確認ください。

7. 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、公園内行為許可又は公園占用許可を取り消し、今後の利用を認めない場合があります。

- ・唐古・鍵遺跡史跡公園条例、その他関係法令に違反したとき
- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・風致を害するおそれがあると認められるとき
- ・施設や付帯設備・備品を破壊、滅失するおそれがあると認められるとき
- ・暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあるとき
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・許可条件に違反したとき
- ・指定された期日までに使用料などを支払わないとき
- ・公園管理者の指示に従わないとき
- ・その他公園の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

8. 利用条件

(1) イベントの目的・内容

唐古・鍵遺跡史跡公園は、国史跡という特性があることから、“唐古・鍵遺跡の「弥生力」を地域文化として活かす公園”を目標としています。周辺にある唐古・鍵考古学ミュージアムや道の駅レスティ唐古・鍵といった施設との機能連携により、観光拠点として、また、来園者に親しまれる憩いの場、コミュニティの場として住民とともに賑わいと活力のあるまちづくりの推進を目指しています。

このため、当公園で実施するイベントの目的・内容は、以下の項目いずれかの活用基本方針に該当することが利用条件です。

(1)	教育的・社会教育的活用	唐古・鍵遺跡は、弥生時代を代表する奈良県唯一の史跡であり、この遺跡がもつ歴史的・文化的な価値をこどもから大人まで知ってもらえるように活用。
(2)	地域コミュニティとしての活用	唐古・鍵遺跡は町が誇る文化的資源であり、その一部である史跡公園は地域住民らの地域アイデンティティを形成する場として活用。
(3)	歴史的景観（まちづくり）としての活用	唐古・鍵遺跡は、先人たちが現在まで残してきた遺産であり、公園周辺を含め、そこにある歴史的な景観の維持と弥生の風景の再現を目指しながら活用。
(4)	観光的（地域資源）活用	唐古・鍵遺跡は、桜井市纏向遺跡とともに邪馬台国所在地論争の1遺跡であり、古代史ファンが訪れる重要遺跡として地域連携を図りながら活用。

（２）運営体制

イベントに伴う全ての責任は主催者にあります。さまざまなトラブルを回避するためには、以下の点を事前に明確化しておく必要があります。

①主催者による運営責任者の明確化

主催者は、次の全てに責任ある対応ができる運営責任者を配置してください。

- ・使用申込みからイベント後の片付け完了まで、イベントの全体を掌握すること。
- ・基本的に使用期間（設営から撤収まで）現場に常駐すること。一部常駐が不可能な場合は公園事務所に通知のうえ代理人を配し常駐させること。
- ・設備設営者、運営担当者、出店者、イベント参加者の指揮監督を行うこと。あらかじめ利用条件などの遵守事項の周知徹底を図ること。
- ・各運営担当者などへの指揮命令系統が整理されていること。
- ・公園事務所から常に連絡を取ることができること。
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に対応すること。公園事務所に苦情がある場合もあるので、連絡を受けたときは適切に対応すること。

※例えば、イベント業者に運営を丸投げして責任者が全体を掌握できていない・当日トラブルや公園事務所からの指導に適切に対処しない・事前打合せと明らかに異なる内容を実施する・後片付けが不十分で原状回復ができていない場合、次回の利用はできません。

②安全管理・事故防止

イ 事故防止対策

- ・設営から片付け完了までの全行程で、適切に安全対策を講じなければなりません。
- ・車両の進入を伴う場合は、他の一般来園者との接触しないよう特に注意が必要です。詳しくは下記（３）⑤をご覧ください。
- ・夜間、公園内に資材を置く場合は、必要に応じ警備要員を配置しなければなりません。
- ・危険物・火気器具など（液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、ドローンなど）を使用するイベントは、基本的に遠慮願います。どうしてもイベントで必要な場合は、万全の安全対策を講じ、公園事務所や消防署など関係機関と協議してください。
- ・ステージやブースなどの設置には、参加人数に応じて必要な通路や空間など、安全に利用できる環境を確保してください。

ロ 事故発生時の対応

- ・事故発生時は、運営責任者が速やかに公園事務所に報告するとともに、警察や消防救急など関係機関への通報やイベントの中止など、適切に対応しなければなりません。

ハ 事故発生時の責任体制の確保

- ・イベントを原因とした事故などが発生した場合も想定し、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任が取れる体制をとってください。

ニ 新型コロナウイルスなど感染症予防対策

- ・収容人数制限や、ソーシャルディスタンスの確保、手指消毒ブースの設置など、国・県・町が示す対処方針や指示を遵守し実行してください。必要に応じ、各関係部署に書類を提出してください。

③一般来園者や周辺地域とのトラブル防止

- ・公園の一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにしてください。必要に応じて、周辺地域への事前説明を行ってください。
- ・ステージやブースなどは、一般来園者の通行の妨げにならないよう動線を確保したうえで配置してください。
- ・公園周辺には住宅や小学校、保育園などがあります。ステージやブース、それに伴う音響などは、周辺に騒音などの迷惑がかからないよう配慮して配置してください。

④交通トラブルの防止

公園の駐車場には限りがあります。イベントに起因して周辺道路が混雑することが予想される場合は、主催者が、臨時駐車場の確保、公共交通機関の積極的な案内、交通誘導員の配置など必要な対応をしてください。必要に応じ、臨時バスを運行してください。

（３）施設利用

①芝生・草地の保全

芝生・草地が損傷すると回復に時間がかかり、公園の美観が損なわれるだけでなく一般来園者の公園利用に著しく支障をきたすことから、次の制約を設けます。

- ・芝生・草地内は原則車両進入禁止です。
- ・テントやステージなどの工作物は、一般来園者の利用の妨げとならないよう設置してください。
- ・設営・撤去作業などで車両の進入が不可欠であり、芝生・草地に損傷を与える可能性がある場合は、コンパネなどで養生を行ったうえ実施してください。
- ・雨天時の利用及び設営作業は特に芝生を損傷しやすいため、降雨が予想される場合は、設営スケジュールや会場レイアウトなど計画修正を検討するとともに、公園事務所の指示に従ってください。
- ・電気コードなどの設備の埋設は不可です。園路をまたぐ箇所にはコードカバーを使用してください。

②施設設置方法

テントやステージなどの設備を設置する場合、当地が史跡地という特性や電気線など地下埋設物があることから、基本的に杭やペグなどによる打ち込みは避け、ウエイトなどを使用してください。

③イベントで発生するごみ

田原本町では、「田原本町地球温暖化対策実行計画」を策定して温室効果ガスの抑制に取り組むとともに、「田原本町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

イベントで発生するごみについても、主催者でできる限り出さない工夫や量の削減、分別、環境に配慮した素材の選択などに取り組んでください。

- ・飲食物の提供などによりごみの発生が予測される場合は、ごみ箱を設置し、ごみの回収処分を行ってください。
- ・主催者は、イベント開催期間中、会場及び会場周辺の清掃（トイレを含む）を実施してください。
- ・イベント終了後は、主催者が清掃を行いごみ類は全て持ち帰って適切に処理しなければなりません。出展者が放置した生ごみやイベント参加者が放置したごみなどについても、主催者が責任を持って片付けてください。画びょうなど危険物が残置されないよう、徹底した回収作業と確認を行ってください。

④飲食物の提供に伴う対応

- ・調理を行う場合は、ブルーシートやマットを敷くなど汚れ防止策を講じてください。
- ・食品を提供する場合は、食品衛生法などに基づく営業許可が必要な場合があるので、保健所にお問い合わせください。
- ・酒類を提供する場合は、未成年者及び自動車のドライバーに提供しないことを明示しなければなりません。

⑤車両の乗入れ・駐車

園内への車両の乗入れ・駐車は基本的に原則禁止です。イベント設営・撤去などの車両など、車両が不可欠な場合のみ乗入れは可能としていますが、以下の点にご留意ください。

- ・進入口、退出口には警備員やスタッフを配置するなど、一般車両の入場がないよう常に監視し誘導を行ってください。事前に進入・退出時間や園内の通行経路を公園事務所と協議してください。
- ・イベント実施の1週間前までには進入車両のリストを提出してください。車両が公園内に進入する際はフロントガラスに車両進入許可書を置くなど、見やすいところに掲示してください。
- ・園内に進入した車両は、一般来園者の飛び出しなど周囲の状況に注意し、ハザードランプを点滅させた上で、決められた場所のみを最徐行（時速10km以下）してください。クラクションやアイドリングは禁止です。状況によって必要と認められる場合は誘導を行ってください。
- ・園内に進入する車両は2t車以下とし、事前に協議した進入経路を通行してください。
- ・公園設備に接触や破損させた場合は、速やかに公園事務所に連絡し、指示に従ってください。

⑥ペットのイベントを行う際の注意事項

- ・イベント時・平常時に限らず、園内でのペット利用は2（2）に示すエリアのみです。
- ・一般来園者が不安を覚えないよう、ペットのリードを短く持つか、または固定された工作物に係留

するようにしてください。

- ・ イベント時にノーリードやロングリードを計画する場合は、場所を限定した上でペットが急に飛びなさないよう柵を設置するなど必要な措置を講じてください。なお、柵など仮設物の設置には、6（1）に示す史跡の現状変更の許可が必要となる可能性が高いので、事前に所管部署と協議してください。
- ・ イベント参加者のマナーアップに努めてください。
- ・ イベント後は、排泄物の放置などがないよう、徹底した清掃をしてください。

⑦利用後の原状回復義務

イベント利用前・利用後（撤収後）に公園事務所が立会し状況を確認します。損傷などが認められた場合は原状に回復していただく必要があります。

もし損傷などが発生したときは、速やかに公園事務所に連絡してください。清掃、修理、復旧などの方法は、公園事務所の指示を受けてください。

関連例規（令和５年４月現在）抜粋

○唐古・鍵遺跡史跡公園条例

（設置）

第１条 唐古・鍵遺跡を町民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐこと並びに地域の歴史学習の場及び町民の憩いの場を提供することを目的として、唐古・鍵遺跡史跡公園（以下「史跡公園」という。）を設置する。

（行為の制限）

第７条 史跡公園において次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真の撮影又はこれに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、史跡公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が史跡公園の管理上特に必要があると認める行為

２ 教育委員会は、前項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 風致を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の財産上の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前３号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に支障があると認められるとき。

３ 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、第１項の許可に条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第８条 教育委員会は、前条第１項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、若しくは同条第３項の規定により許可に付した条件を変更し、又は行為の中止若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したと認められるとき。
- (2) 前条第２項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前条第３項の規定により許可に付した条件に違反したと認められるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたと認められるとき。
- (5) 災害その他の事故により許可された行為の中止等の必要があると認められるとき。

（行為の禁止）

第９条 何人も、史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 史跡公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物をみだりに採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類及び魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははりれをし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 史跡公園を第１条の目的以外に使用すること。
- (9) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (10) 火気の使用その他危険な行為をすること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に支障があると認められる行為をすること。

（行為の中止又は退去）

第１０条 教育委員会は、第７条第１項各号又は前条各号に掲げる行為を許可なく行う者に対し、行為の中止又は退去を命ずることができる。

（使用の禁止又は制限）

第１１条 教育委員会又は指定管理者は、次に掲げるときは、区域を定めて史跡公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 史跡公園の損傷その他の理由により、その使用が危険であると認められるとき。
- (2) 史跡公園に関する工事等のため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 前２号に掲げるもののほか、史跡公園の管理上必要と認められるとき。

（使用料）

第１２条 第７条第１項の許可を受けて史跡公園を使用する者は、町長に対し、使用料を町長が定める期日までに支払わなければならない。

２ 前項の使用料の額の算定に関しては、田原本町都市公園条例（平成５年４月田原本町条例第９号）第９条の規定による使用料の額の算定の例による。

（使用料の減免）

第１３条 町長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１４条 既に支払った使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第１５条 史跡公園を使用する者は、その使用を終了したとき、又は第８条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに史跡公園を原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償）

第 1 6 条 故意又は過失により、史跡公園を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

第 1 8 条 第 4 条第 2 項の規定により史跡公園の全部又は一部の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 7 条から第 1 0 条まで及び第 1 5 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

○唐古・鍵遺跡史跡公園条例施行規則

（行為の制限に係る許可等の申請）

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の許可を受けようとする者は、あらかじめ唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可申請書（様式第 1 号）を史跡公園の使用を開始する日の 1 年前の日から 1 4 日前までの期間内において、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において条例第 7 条第 1 項の許可をしたときは、唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可書（様式第 2 号。以下「使用許可書」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 条例第 7 条第 1 項の許可を受けた者が当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可変更申請書（様式第 3 号）に使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合において条例第 7 条第 1 項の許可を受けた事項の変更を許可したときは、唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可変更許可書（様式第 4 号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（許可の取消し等の通知）

第 3 条 教育委員会は、条例第 8 条の規定により条例第 7 条第 1 項の許可を取り消し、若しくは同条第 3 項の規定により許可に付した条件を変更し、又は行為の中止若しくは退去を命ずるときは、唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可取消・措置命令通知書（様式第 5 号）により、当該許可を受けた者に通知するものとする。

（読替規定）

第 5 条 条例第 4 条第 2 項の規定により史跡公園の全部又は一部の管理を指定管理者に行わせる場合は、第 2 条から前条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

○唐古・鍵遺跡史跡公園使用料に関する規則

（使用料の減免）

第 2 条 条例第 1 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 町又は町の加入する組織若しくは団体が主催し、共催し、又は後援する事業に使用する場合

- (2) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校若しくは同法第 1 2 4 条に規定する専修学校若しくは同法第 5 5 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所若しくは同法第 3 9 条の 2 第 1 項に規定する幼保連携型認定こども園における学習若しくは研修、展示等の教育活動又は保育活動のために使用する場合

- (3) 国又は地方公共団体（町を除く。）が公用に供する場合

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める場合

2 条例第 1 3 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、唐古・鍵遺跡史跡公園条例施行規則（平成 3 0 年 2 月田原本町教育委員会規則第 5 号）第 2 条第 1 項の規定による申請の際に、唐古・鍵遺跡史跡公園使用料減免申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請があった場合において使用料の減額又は免除を決定したときは、唐古・鍵遺跡史跡公園使用料減免決定通知書（様式第 2 号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第 3 条 条例第 1 4 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項の許可を受けた者の責に帰することのできない事由により使用することができなくなった場合

- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める場合

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、唐古・鍵遺跡史跡公園使用料還付申請書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請があった場合において使用料の還付を決定したときは、唐古・鍵遺跡史跡公園使用料還付決定通知書（様式第 4 号）を当該申請をした者に交付するものとする。

○田原本町都市公園条例

別表第 3 （第 9 条関係）

種別	単位	使用料
行商、募金、その他これらに類する行為	1 日につき	3 0 0 円
写真撮影	1 日につき	8 0 0 円
映画撮影	1 日につき	1 1 , 0 0 0 円
興行、競技会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートル 1 日につき	1 5 円

注 使用面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合はその端数面積を切り上げて計算する。

○田原本町後援等名義に関する規程

(申請)

第2条 後援等名義を使用しようとする事業の主催者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 田原本町後援等名義使用申請書(様式第1号)
- (2) 事業の内容が確認できる書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、原則として後援等名義を使用する日の1か月前の日までに行わなければならない。

(使用承認の基準)

第3条 後援等名義の使用の承認(以下「使用承認」という。)は、事業の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めたものについて行うものとする。

- (1) 町の事務又は町が推進する事業に関連するもので、公共の福祉に寄与するものであること。
- (2) 町民が自由に参加できるものであること。
- (3) 営利を主たる目的としていないものであること。
- (4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額であること。
- (5) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について必要な設備を有し、又は処置が講じられたものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたものでないこと。

(使用承認後の内容変更)

第5条 前条による承認の決定を受けた者は、その承認に係る事業の内容等に変更が生じた場合は、速やかに町長に届け出るものとする。

(使用承認の取り消し)

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正の方法により使用承認を受け又は次に掲げる事項に該当したと認めたときは、その使用承認を取り消すものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (2) 第5条に規定する変更後の事業の内容等が不適当と認めたとき。

(報告書の提出)

第7条 町長は、事業完了後、特に必要と認める場合は、使用承認を受けた者に事業完了報告書の提出を命ずることができる。

2 前項の命を受けた者は、報告書に事業の完了が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(免責)

第8条 後援等名義の使用によって生ずる損害については、町は一切の責任を負わないものとする。

(庶務)

第9条 申請に関する庶務は、第3条第1号に規定する事務又は事業を主管する課室等において処理し、所管の明確でないものについては町長が指定する課室等において処理する。

○文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

様式第1号（第2条関係）

唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可申請書

令和〇年4月1日

唐古・鍵遺跡史跡公園事務所長 殿

申請者 住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇〇〇
（代表者名） 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり使用をしたいので申請します。
記

使用目的及び内容	史跡公園夏祭の開催
使用場所及び面積	①弥生の建物広場（ m ² ） ②生活体験広場（8, 000 m ² ） ③多目的広場（1, 500 m ² ） ④その他（ m ² ） 面積合計 9, 500 m ²
使用期間	令和〇年8月1日 ～ 令和〇年8月5日
使用人数	5,000人（予定）
参考事項	イベント詳細は別紙参照。 イベント開催期間中には別紙駐車場を用意します。 担当者：〇〇〇〇 連絡先：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※太枠内のみ記入してください。

減免理由			
使用料の内訳	m ² × 日× 円		円
	日× 円		
減免率・減免金額		%	円
決定使用料			円

提出先：公園事務所

様式第3号（第2条関係）

唐古・鍵遺跡史跡公園使用許可変更申請書

令和〇年7月1日

唐古・鍵遺跡史跡公園事務所長 殿

申請者 住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇〇〇
（代表者名） 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり許可を受けた事項を変更したいので申請します。

記

許可年月日 及び許可番号	令和〇年〇月〇日 唐鍵公 第〇〇〇号	
	変 更 前	変 更 後
使用目的 及び内容	史跡公園夏祭	変更なし
使用場所 及び面積	生活体験広場（4,000㎡） 多目的広場（1,500㎡）	多目的広場（1,500㎡）
使用期間	令和〇年8月1日～ 令和〇年8月5日	令和〇年8月2日～ 令和〇年8月4日
使用人数	5,000人	2,000人
変更理由	台風のため公園事務所から規模縮小の要請を受けたため	
参考事項		

※太枠内のみ記入してください。

減免の有無	有（ %） ・ 無	
変更前使用料 （納付の有無）	円	有・無 円
変更後使用料	（ ㎡× 日× 円 + 日× 円）× %	円
増減額		円

様式第1号（第2条関係）

唐古・鍵遺跡史跡公園使用料減免申請書

令和〇年4月1日

田原本町長 殿

申請者 住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名（名称） 株式会社〇〇〇〇
（代表者名） 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり唐古・鍵遺跡史跡公園の使用料の減額又は免除を受けたいので、申請します。

使用目的及び内容	史跡公園夏祭
使用場所	生活体験広場（8,000㎡） 多目的広場（1,500㎡）
使用期間	令和〇年8月1日 ～ 令和〇年8月5日
減免理由	田原本町の後援事業のため

様式第3号(第3条関係)

唐古・鍵遺跡史跡公園使用料還付申請書

令和〇年7月15日

田原本町長 殿

申請者 住所(所在地) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名(名称) 株式会社〇〇〇〇
(代表者名) 代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

次のとおり唐古・鍵遺跡史跡公園の使用料の還付を受けたいので、申請します。

許可年月日 及び許可番号	令和〇年〇月〇日 唐鍵公第〇号
使用場所	多目的広場 (1,500 m ²)
使用期間	令和〇年8月2日 ~ 令和〇年8月4日
還付理由	台風のため公園事務所から規模縮小の要請を受けたため
納入済使用料	206,250 円
還付金額	172,500 円

既納の使用料について、次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
預金種別	当座	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇〇〇		
口座名義	株式会社〇〇〇〇		

令和〇年 4 月 1 日

文化庁長官 殿

申請者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

現 状 変 更 等 許 可 申 請 書

下記のとおり現状変更等をしたいので、文化財保護法第 125 条第 1 項の規定により関係図書を添えて申請します。

記

1	史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称	史跡 唐古・鍵遺跡			
2	指定年月日	平成 11 年 1 月 27 日 文 部 省 告 示 第 18 号 平成 14 年 12 月 19 日（追加指定） 文部科学省 告示 第 209 号 平成 20 年 3 月 28 日（追加指定） 文部科学省 告示 第 40 号 平成 22 年 8 月 5 日（追加指定） 文部科学省 告示 第 128 号			
3	史跡、名勝又は天然記念物の所在地	奈良県磯城郡田原本町大字唐古字サツマ 50 番ノ 2 他			
4	所有者の氏名又は名称及び住所	田原本町長 奈良県磯城郡田原本町 890 番地の 1			
5	権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	なし			
6	管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地	なし			
7	管理責任者がある場合はその氏名及び住所	なし			
8	許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	申請者と同じ			
9	史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由	イベント開催に伴う仮設物の設置			
10	現状変更等の内容及び実施の方法	テント（〇張）及び仮設ステージ（〇基）の設置（別紙）			
11	現状変更等により及ぼされる史跡、名勝又は天然記念物への影響	掘削や打設を伴わずウェイトにより固定するため影響なし			
12	現状変更等の着手及び終了の予定時期	着手	許可後	終了	令和〇年 8 月 5 日
13	現状変更等に係る地域の地番	奈良県磯城郡田原本町大字鍵〇〇〇、〇〇〇			
14	現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	施工者：株式会社〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇			
15	その他参考となるべき事項	担当者：〇〇 〇〇 連絡先：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

添付書類

- ①現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ②現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ③現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- ④現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ⑤許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
- ⑥許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- ⑦管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- ⑧管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

提出先：町文化財保存課

令和〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

報告者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

現 状 変 更 等 終 了 報 告 書

令和〇年〇月〇日付け田教文第〇号で許可を受けた下記についての現状変更等は終了しましたので、報告します。

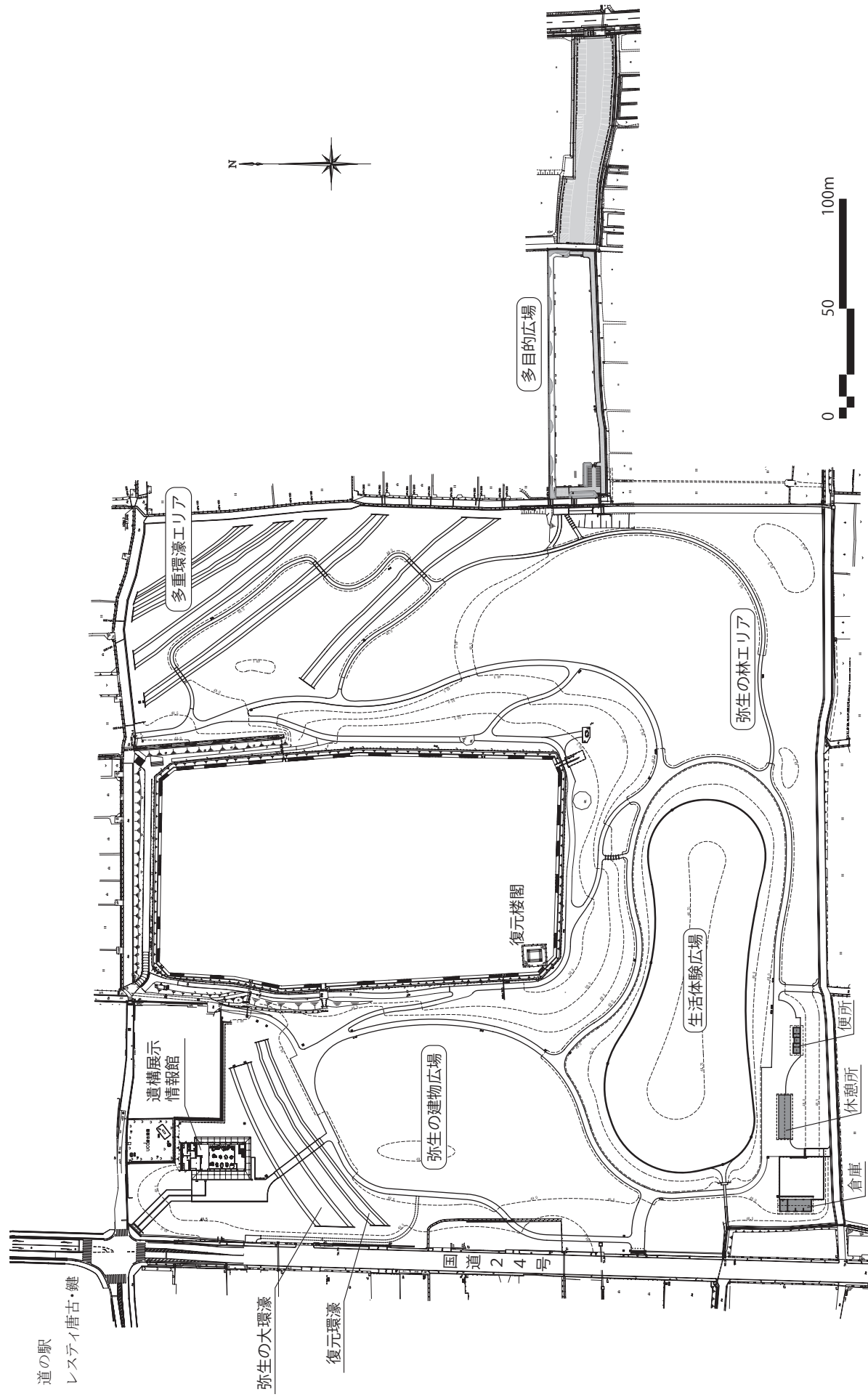
記

1	史跡、名勝、天然記念物の名称	史跡 唐古・鍵遺跡
2	現状変更等の内容	イベントに伴う仮設物の設置 テント（〇張）及び仮設ステージ（〇基）
3	現状変更等の許可年月日	令和〇年〇月〇日
4	終了年月日	令和〇年 8 月 5 日
5	現状及び内容	仮設物はウェイトにより固定したため影響なし
6	その他参考となる事項	現状変更等にかかる地域の地番 奈良県磯城郡田原本町大字鍵〇〇〇、〇〇〇

※添付書類
現状変更等の結果を示す写真又は見取図（行為中のものも適宜添付のこと）



史跡公園位置図



史跡公園平面図